

中国 VOC 規制に関するお知らせ

拝啓 貴社ますます御隆昌のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。2020年3月6日に発令、同年12月1日より中国国内において、施行される VOC 規制（洗浄剤中の揮発性有機化合物＝VOC 含有量の制限値：GB38508-2020）について、これまでに当社が現地環境コンサルタントその他より集めた情報をもとに知りえた内容と当社対応についてお知らせ致します。

敬具

記

- 1) 本規制は、中国における大気汚染の対策として VOC 排出量低減目標があげられた事が背景にあると思われまふ。洗浄剤の場合、一定量以上の、塩化メチレン、クロロホルム、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、他に VOC 物質（揮発性有機化合物）を含む製品が該当となります。
- 2) この法律に該当する製品は今後どうなるのか？
洗浄剤の場合、CMA（中国資質認定証書）を保有する認証機関において、測定の上、該非の判定を行い、一定以上の該当物質を含む場合には、本年12月1日以降、中国国内での販売、流通、輸入が禁止される事になります。
- 3) 重要点要約
 1. 塩化メチレン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、製品1kg当たり20%以上含んだ場合、該当となりますので、ほぼこれらの塩素系洗浄剤は、ご使用が困難となると予想されます。
 2. フッ素系洗浄剤及び臭素系洗浄剤においても、含んでいる成分（VOC 物質＝揮発性有機化合物など）の種類、量により該当となります。
一般的な臭素系洗浄剤は該当となり、中国への輸出もできなくなります。
 3. 非該当を証明するには、洗浄剤の場合、CMA（中国資質認定証書）を保有する現地、認証機関において、測定を行い測定結果をもって非該当を証明しなければなりません。
 4. 洗浄剤の他、インク、塗料、接着剤も別規定で制限が設けられております。
（洗浄剤以外の詳細情報はご自社にてご確認ください。）
 5. 本規制は、あくまでも中国国内の規制であり、例えば日本国内で、中国 VOC に該当する化学製品にて処理された加工品などを中国に輸出する場合は、この規制には該当しません。

4) 当社の対応

当社は、既に非該当の製品を12/1以降中国においてお客様に供給する事が可能です。

本件に関するご相談窓口は以下となります。

日本側ご相談窓口：(株)カネコ化学 本社営業部・部長：望月 電話：048-969-5071

現地ご相談窓口：兼湖化学貿易(上海)有限公司 総経理：高宮城 電話：+86-(0)21-5958-6011

以上